地域DX促進事務局

令和5年度
中小企業地域経済政策推進事業費補助金（地域DX促進環境整備事業）
地域デジタルイノベーション実証型
オンライン説明会資料

※本資料は、本補助金のポイントを説明するために作成されたものです。
　本補助金の詳細については、公募要領・交付規程等の公募資料をご確認ください。

自社の将来的な収益源となる、地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせた新たなビジネスモデル構築に向けた実証やその普及展開に係る経費を補助します

本事業の実施イメージ

活動イメージ

現状把握・課題特定 → 地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせた新たなビジネスモデル構築に向けた実証 → ビジネスモデルの普及展開

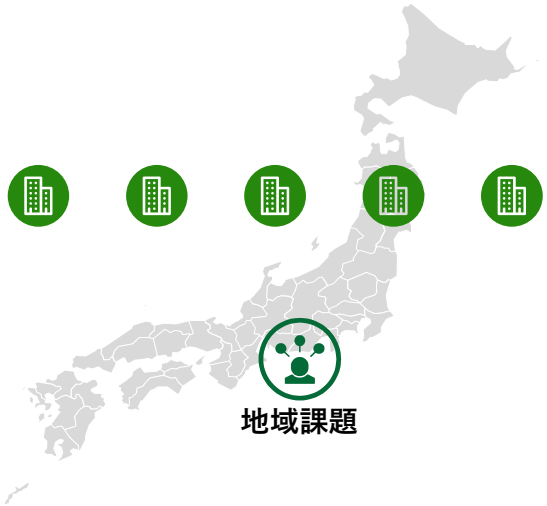

実施内容例

■ 現状把握・課題特定
- ✓ 地域の特性や自社の強みなど、内外の環境分析の実施
- ✓ デジタル技術を組み合わせた将来的な収益源となる新たなビジネスモデルの仮説を立案

■ ビジネスモデルの構築に向けた実証
- ✓ プロトタイプの試作
- ✓ 試作物・サービスに対する顧客ヒアリング
- ✓ 事業性の検証

■ 構築したビジネスモデルの普及展開
- ✓ 新たなビジネスモデルを共に推進する地域企業の発掘に向けた説明会の実施
- ✓ プロトタイプの製品化・事業化

補助事業者となる実証企業群が、デジタル企業や協力団体等と共にコンソーシアムを組成して、共同で実証事業に取り組みます

本事業のスキーム及び各参加者のメリット

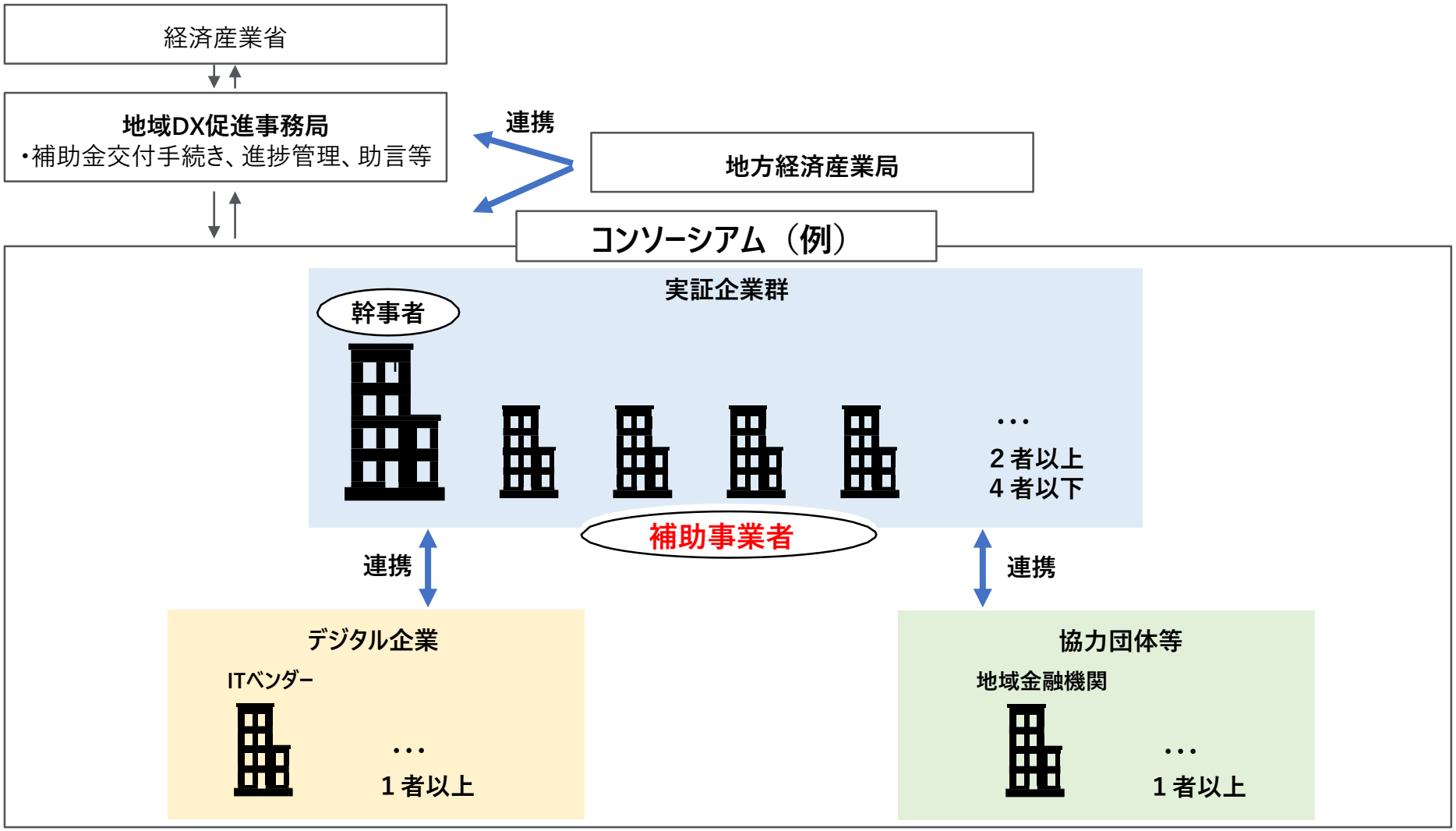

実証企業群、デジタル企業、協力団体等によるコンソーシアムを構成することが、応募の資格要件となります

応募資格（コンソーシアムの構成要件）

応募資格	• 以下の構成要件①～③のいずれも満たす必要があります。 （構成要件） ① １－５－２．資格要件を満たす**幹事者（※）となる中小企業者又は非中小企業者１者**、及び**幹事者以外の中小企業者又は非中小企業者１者以上３者以下**の実証企業が参画 ※幹事者とは：補助事業遂行のために、補助事業の全体管理及びコンソーシアムの統括を行う者のこと。コンソーシアムを代表して事務局への交付申請、コンソーシアムとしての遂行状況報告（交付規程第１５条）、実績報告（交付規程第１６条）等のとりまとめを行い、事務局との連絡窓口となり対応を行う。 ② １－５－２．資格要件を満たす**デジタル企業が１者以上**参画 ③ １－５－２．資格要件を満たす**協力団体等が１者以上**参画

補助の対象となる実証企業群（補助事業者）は、事務局から補助金の交付を受ける者で、実証事業及び補助事業全体の運営管理等を主体的に行う者です

実証企業群（補助事業者）の定義

実証企業群（補助事業者）の定義	• 実証企業の中から、**本公募の申請や事務局との総合的な連絡窓口を担うとともに、補助事業を主導しコンソーシアムを統括する幹事者を１者選出**してください。 • 実証企業群は、事務局から補助金の交付を受ける者で、実証事業及び補助事業全体の運営管理等を主体的に行う者です。補助事業者として、補助事業の遂行・経費管理における責任を有します。 • なお本事業において、**複数のコンソーシアムに実証企業として参画することはできません**。 （主な資格要件） ⑥**常時使用する従業員の数が、１,０００人未満の会社**であること。 ⑦補助金の交付は事業終了後となるため、事業実施期間中に発生する経費（コンソーシアムの参画者への委託・外注・謝金支払等を含む）を**補助金の受領前に立替払いすることが可能**であること。 ⑧当該事業の期間中及び当該事業の終了後における事業の実施主体であること。（**実証企業が業務の全てを他の者に再委託することはできません。**） ⑪**当該事業の期間中及び当該事業の終了後３年度まで**において、事務局の求めに応じて、指定の方法で**事業の活動状況・成果等を報告可能な主体である**こと。 ⑭令和４年度補正「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域DX促進環境整備事業（業種等特化型DX促進事業））地域デジタルイノベーション実証型」に採択されていないこと。

デジタル企業は、実証企業群が取り組む、実証事業に必要な技術やノウハウの提供等を行う者です

デジタル企業の定義

デジタル企業の定義	• 実証企業群が取り組む、**実証事業に必要な技術やノウハウの提供等を行う者**です。 • **事務局からの直接的な補助金の交付は受けません。**一方、実証企業から必要に応じて、専門家経費、謝金、委託・外注費等の支払いを受けることは可能です。 • 例えば、**ITベンダー・Tech系ベンチャー等**が挙げられます。 • デジタル企業は、企業規模に関わらず、広く参画していただけます。複数者での参画も可能です。 • **なお、デジタル企業は、（１）実証企業群（３）協力団体等として参画することはできません。** （資格要件） ① 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。 ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者でないこと。

協力団体等は、実証企業への技術やノウハウ等の提供、地域への波及・横展開に向けた活動に関するサポートを行う者です

協力団体等の定義

協力団体等の定義	• **実証企業への技術やノウハウ等の提供、地域への波及・横展開に向けた活動に関するサポートを行う者**です。 • **事務局からの直接的な補助金の交付は受けません。**一方、実証企業から必要に応じて、専門家経費、謝金、委託・外注費等の支払いを受けることは可能です。ただし、実証企業から、販売のみを目的とし、地域内外への波及・横展開に繋がらない活動に対する経費の支払いを受けることはできません。 • 例えば、**地域金融機関、大学等研究機関、地域の商工団体、民間コンサルティング会社等**が挙げられます。 • 協力団体等は、業種や企業規模等に関わらず、広く参画していただけます。複数者での参画も可能です。 • **なお、協力団体等として参画する者は、（１）実証企業群（２）デジタル企業として参画することはできません。** （資格要件） ① 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。 ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者でないこと。

交付決定後から補助事業完了までに実証企業群が契約・納品・検収・支払までを終えた経費の内、交付決定額の範囲内で事務局が認めたものが補助の対象となります

補助対象となる経費項目

補助率：2／3以内 もしくは 1／2以内※
補助上限額：中小企業者 1,300万円／非中小企業者 1,000万円

補助対象となる経費項目	内容
人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
プロトタイピング費	実証事業に必要な顧客分析、課題整理、事業案の磨き上げ、事業性評価に要するプロトタイプの作成に要する原材料費及び社外設備・SaaSの利用経費等
マーケティング費	実証事業に必要な顧客分析、課題整理、事業案の磨き上げ、事業性評価に要する市場調査等の経費
専門家経費	事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費
謝金	事業を行うために必要な謝金
備品費	事業を行うために必要な物品の購入、製造に必要な経費
借料及び賃料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないものの購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの項目にも属さないもの
委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費

※中小企業の場合は、2/3以内、非中小企業の場合は、1/2以内となります。

当該事業に関係のない経費は本事業において補助対象外となることにご留意ください

補助対象外となる経費

補助対象外経費	• 建物等施設に関する経費 • 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等） • 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、事務局担当者に御相談ください。） • パソコン・タブレット等、汎用性が高く補助事業の目的外使用になり得るものの購入費 • 実証企業間での調達に要する費用（ただし、やむを得ない理由がある場合には、理由書を提出のうえ原価で認める場合もありますので、事務局担当者に御相談ください。） • 収入印紙 • 販売のみを目的とし、地域への波及・横展開に繋がらない活動に対する経費 • その他事業に関係ない経費

補助の対象となる企業は、「中小企業等経営強化法」第２条第１項に規定する以下のいずれかに該当する中小企業者となります

中小企業者の定義

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業、旅行業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主

業種分類	定義
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主

※詳細については、公募要領P.8~9をご参照ください。

幹事企業と実証企業で補助上限額が変化することにご留意ください

補助率・補助上限額について

【１】幹事者の場合
補助率：中小企業者　　補助対象経費の２／３以内
　　非中小企業者　補助対象経費の１／２以内

補助上限額：以下の（ｉ）＋（ii）の金額
（ｉ）中小企業者の場合　　１,３００万円／社
　　非中小企業者の場合　１,０００万円／社
（ii）（ｉ）の補助上限額の１０％の金額に幹事者以外の企業の数を乗じた金額

【２】幹事者以外の場合
補助率：中小企業者　　補助対象経費の２／３以内
　　非中小企業者　補助対象経費の１／２以内

補助上限額：中小企業者　　１,３００万円／社
　　非中小企業者　１,０００万円／社

〈例1〉幹事者が中小企業で、ほか3社（非中小企業）が実証企業として参加

幹事者上限額：

1,300万円＋1,300万円×3社×10%=1,690万円

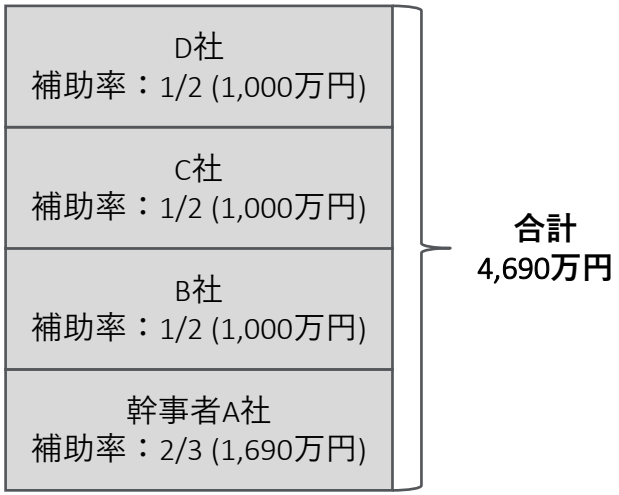

健保等級適用者の人件費については、健保等級の考え方に基づく単価設定のみ認められます。その他詳細は「交付申請時の人件費の見積もりに係る補足資料」をご確認ください

健保等級適用者の場合の人件費の見積もりについて

従事者ごとに、以下の算出式によって人件費の見積りを行い、その総和を補助対象経費とする

健康保険等級を適用した人件費単価（円/時間） × **従事者別の想定稼働時間数（時間/人）**

- 人件費単価については、申請時点の健保等級や日給額等に基づき設定する

- 補助事業従事時間は、事業計画書の「積算内訳」で算出した稼働時間を計上する

人件費確定にあたっての必須書類
1. 健保等級証明書
2. 被保険者標準報酬決定通知書
3. （該当の場合）同改定通知書
4. 被保険者標準報酬月額保険料額表
5. 給与台帳または給与明細
6. 賞与明細
7. 業務従事日誌
8. 就業規則
9. 給与規程

※なお、人件費の確定にあたっては、費用の妥当性を判断するために上記以外の資料（打刻データ等）も求める場合があります
※健保等級適用者以外の方は「交付申請時の人件費の見積もりに係る補足資料」をご確認ください

経済産業省の当該補助金サイトより各様式をダウンロードいただき、提出書類チェックリストで不備が無いことを確認した上で、Jグランツにて書類を添付し申請してください

提出書類一覧

No.	提出書類	提出の必要性	提出単位
1	事業計画書	必須	コンソーシアムごと
2	金融機関支援計画書	該当の場合は必須	コンソーシアムごと
3	認定経営革新等支援機関支援計画書	該当の場合は必須	コンソーシアムごと
4	賃金引上げに係る誓約書	該当の場合は必須	実証企業ごと
5	特定適用事業所該当通知書の写し	該当の場合は必須	実証企業ごと
6	実証企業の全者の直近の決算報告書（1か年分の貸借対照表、損益計算書）	必須	実証企業ごと
7	産業競争力強化法施行規則第十一条の三第一項の認定書の写し	該当の場合は必須	実証企業ごと
8	実証企業、デジタル企業、協力団体等の団体・企業概要（パンフレット等）	必須	参加事業者ごと
9	実証企業、デジタル企業、協力団体等の履歴事項全部証明書（交付申請日以前3 カ月以内に発行されたもの）	必須	参加事業者ごと
10	誓約書	必須	参加事業者ごと
11	ワーク・ライフ・バランス等推進企業であることが確認できる認定証の写し	該当の場合は必須	-
12	提出書類チェックリスト	必須	コンソーシアムごと

審査においては以下の項目を中心に評価を行い、審査で加点される項目もあります

審査項目

審査項目		審査内容
１．基本的事項　※いずれかが不適(×)の場合は不採択		
①	事業者としての適格性	・実証企業群は、公募要領１－５．の応募資格に記載の要件をすべて満たしているか。
②	財務的基盤	・実証企業群は、補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財務的基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。 ・決算書又は決算書に相当する財務的基盤を示す書類において、安定的に事業を実施できるか。
③	事業の適格性	申請内容が、事業目的及び内容の要件を全て満たしているか。
２．事業の内容に関する事項		
２－１．実証企業による事業の有効性・合理性		
①	実証するビジネスモデルのテーマ設定の妥当性・将来性	・自社の既存事業、競合他社の事業と比較し、新規性のあるテーマ設定となっているか（新商品・サービスの開発又は新収益モデルの構築に関するものであるか）。 ・デジタル技術を有効に活用する実証事業が提案されているか。 ・将来的に高い収益性が期待されるか。
②	実証事業の合理性	実証企業群のビジネスモデルの実証は、以下の点を踏まえて、実行可能かつ効果的なものとして提案されているか。 ・事業年度内の目標設定、必要経費の計上は妥当であるか。 ・試作品等の顧客テストや事業コンセプトの仮説検証手法等のビジネスモデルの実証方法が効果的に設計されているか。 ・事業性評価の指標や手法が合理的に設計されているか。 ・売上計上までの戦略とスケジュールが合理的かつ妥当なものか。
③	構築したビジネスモデルを地域内外企業等へ普及する活動の有効性	構築したビジネスモデルを地域内外の企業等へ普及する活動は、実施主体や実施時期、実施効果が明確なものであると同時にコンソーシアムの強みを生かした工夫がなされ、実行可能で効果的なものとなっているか。
④	実証事業の実施体制の充実度	・ビジネスモデルの実証は、実証企業群の担当者に任せきりにせず、実証企業群の経営者自身も関与する体制となっているか。 ・コンソーシアムが多様な主体で構成され、互いに連携し合い、より効果的な実証事業を実施する提案がなされているか。 ・管理手法、スケジュールが事業計画を実現するために十分なものとなっているか、効率的な事業の進め方となっているか、実施タスクごとの成果物が明確になっているか。
２－２．デジタル企業による実証支援の有効性		
①	デジタル企業による実証支援の有効性	デジタル企業による、実証企業群のビジネスモデルの実証に対する支援は、実行可能かつ効果的なものか。
②	デジタル企業、支援人材の能力・実績等の水準	ビジネスモデルの実証に必要な試作、マーケティング、事業性評価等を指導・支援可能な優れた能力・実績を有した人材を擁しているか。

審査においては以下の項目を中心に評価を行い、審査で加点される項目もあります

審査項目

審査項目		審査内容
２－３．協力団体等による実証支援の有効性		
①	協力団体等による実証及び普及展開支援の有効性	デジタル企業による、実証企業群のビジネスモデルの実証に対する支援は、実行可能かつ効果的なものか。
②	協力団体等、支援人材の能力・実績等の水準	ビジネスモデルの実証に必要な試作、マーケティング、事業性評価や地域内外への普及活動等を指導・支援可能な優れた能力・実績を有した人材を擁しているか。
２－４．地域特性		
①	地域の特性や強みに関する理解度	事業実施の主たる地域の産業構造や地域の競争力の源泉、及び成長の阻害要因を十分認識できているか。
②	地域性を踏まえた実証するビジネスモデルのテーマ等の将来性	実証するビジネスモデルのテーマ及び内容並びに実施手法は、地域の特性・強みや経済・社会動向に照らして、その地域の産業構造の革新に資すると期待されるものか。
３．加点項目		
①	地域未来牽引企業又は承認地域経済牽引事業者	実証企業群において１者でも、地域未来牽引企業（※1）に選定されてる又は、地域経済牽引事業計画の承認を受けている（※2）場合は加点。 （※1） 「企業類型・目標設定シート」を提出済みの場合のみ https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/seido_minaoshi/index.html （※2） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けている
②	情報処理の促進に関する法律第31条に基づく認定を受けた事業者（DX認定事業者）又は産業競争力強化法に基づく情報技術事業適応に関する事業適応計画の認定を受けている事業者	実証企業群において１者でも、情報処理の促進に関する法律第31条に基づくDX認定（※3）を受けている又は産業競争力強化法に基づく情報技術事業適応に関する事業適応計画の認定（※4）を受けている場合は加点 （※3） 「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（2020年5月15日に施行）」に基づく認定制度。 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html （※4） 事業者が、自社を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、事業者全体で組織的な戦略に基づき、前向きな未来投資を通じた事業変革（新商品・新サービスの生産・販売や新販売・新生産方式の導入）を実行し、産業競争力の強化を図る取組（＝事業適応）を計画したもの。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html
③	金融機関又は認定経営革新等支援機関との連携	補助事業終了後の事業計画を、金融機関又は認定経営革新等支援機関とともに作成している場合は加点。

審査においては以下の項目を中心に評価を行い、審査で加点される項目もあります

審査項目

審査項目		審査内容
３．加点項目		
④	賃上げを誓約している事業者	補助事業の完了した日の属する会計年度終了後３年間で、以下の条件を満たす目標を掲げ、事務局に誓約書を提出している場合は加点。 ①給与支給総額が年率１．５％以上増加すること（被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率１％以上増加）。 ②事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を、毎年３月時点に、地域別最低賃金＋３０円以上の水準とすること。 ※実証企業群に参画するすべての企業が同じ水準で賃上げに取り組むことが必要。
④	ワーク・ライフ・バランス等推進企業	実証企業群において１者でも、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（※）である場合。複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 （※）以下のうちいずれかの認定を受けている企業 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

公募申請受付終了後、審査委員会で採否を決定し、採択後に交付決定した日から2024年2月16日までが補助事業期間となります

事業スケジュール

公募・補助事業期間	
公募期間	**2023年4月28日(金)～2023年6月14日(水)17時まで**
補助事業期間	**交付決定日～2024年2月16日(金)**

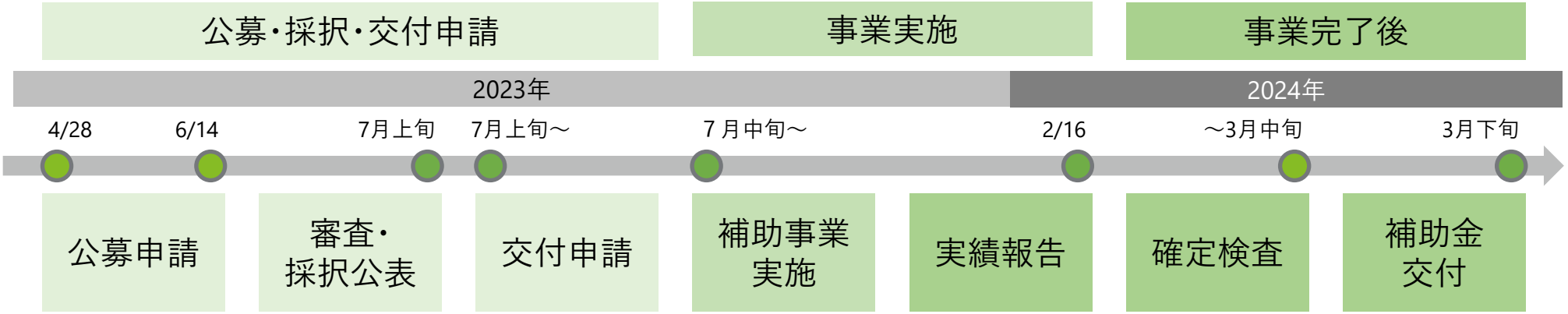

よくあるご質問

公募に関するFAQ

Q1

Q.実証企業群やデジタル企業、協力団体等が、2つ以上のコンソーシアムに参加することはできますか？
A.実証企業群が2つ以上のコンソーシアムに参加することはできません。ただし、デジタル企業や協力団体等については2つ以上のコンソーシアムへの参加が可能です

Q2

Q.国の他の助成金・補助金との併用は可能ですか？
A.同一の補助対象経費に対しては併用不可です。

Q3

Q.補助金の交付先は、コンソーシアムの幹事者ですか？
A.幹事者及び他の実証企業が補助金の直接的な交付先となります

Q4

Q.実証企業はデジタル企業や協力団体を兼任することができますか？
A.実証企業、デジタル企業、及び協力団体等は兼任することができません。それぞれ別の組織・団体等で構成員数の要件を満たしてください。

上記以外の本事業に関するお問い合わせは、下記のメールアドレスまでお問い合わせください
メールアドレス: regional-dx-r5@tohmatsu.co.jp